

山陽小野田市農業委員募集要項

1 募集人数

1名

2 任用期間

令和7年7月1日から令和8年7月19日まで

3 身分

地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会等に関する法律第4条第2項に規定する特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項（農地等の権利移動、農地転用等に係る現地調査・審査決定業務、農地利用状況調査など）、農地等の利用の最適化の推進に関する事項（農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定、現場での活動など）等

を処理します。

5 委員報酬

基本給（月額、33,000円）及び能力給（年額、実績に応じた額）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 山陽小野田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等
- (4) 市税等の滞納がある者

7 推薦及び応募に係る手続き等

(1)の提出書類に必要事項を記入の上、(2)の添付書類を添えて、郵送又は持参により(3)の提出先に、(4)の受付期間内に御提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式1
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式2
応募する場合	様式3

(2) 添付書類

市税等滞納調査同意書（別紙2）

推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内のもの）

(3) 提出先

〒757-8634 山陽小野田市大字鴨庄94番地
山陽小野田市農業委員会事務局
(電話 0836-71-1645 FAX0836-73-1879)

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市農業委員会小野田分局(市役所農林水産課)
(電話 0836-82-1152 FAX0836-84-6937)

(4) 受付期間

令和7年4月10日(木)から令和7年5月7日(水)まで【期間内必着】
※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

8 候補者の選考

推薦を受けた者及び応募した者が定数を超えたときは、山陽小野田市農業委員候補者選考委員会で提出された書類をもとに選考を行います。

市長は、当該選考委員会の選考結果を尊重して農業委員の候補者を決定し、市議会の同意を得た上で農業委員に任命します。

なお、選考結果については、推薦をした者並びに推薦を受けた者及び公募した者に通知します。

9 情報の公表

受付期間の中間及び終了後に、山陽小野田市ホームページにおいて次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者(法人又は団体の場合)の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (8) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

10 問い合わせ先

〒757-8634 山陽小野田市大字鴨庄94番地
山陽小野田市農業委員会事務局
(電話 0836-71-1645 FAX0836-73-1879)